四　職員の資格、訓練、経験及び職務分掌の記録
五　機器の保守及び較正の記録
六　電子情報処理組織の作動確認に関する文書
七　標準操作手順書
八　環境モニターの記録

2　前項第一号に掲げる資料を処分しようとする場合には、その理由その他必要な事項を記録した上で処分しなければならない。

3　資料保管責任者は、資料保管施設において保管する資料について、その保管及び検索が容易になるよう、索引を作成しなければならない。

4　資料保管施設に出入りができる者は、資料保管責任者及び資料保管責任者に許可された者とする。

5　資料保管責任者は、資料保管施設への前項に規定する者の出入り及び資料の出入りについて記録を行わなければならない。

6　運営管理者は、試験施設が廃止された場合には、当該試験施設の試験に関する資料を当該試験施設の業務を承継する者又は当該試験の試験委託者（次項において「資料承継者」という。）に移管しなければならない。

7　資料承継者については、第一項から第五項までの規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第二条各号に掲げる試験成績のうち、この省令の施行前に開始した試験の試験成績については、第五条から第十九条までに定める基準によらないことができる。

○農林水産省令第七十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前	改正後
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十七条第十一項の証明書の様式は、次によるものとする。 表 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項の規定による 立　入　検　査　証 官　職 氏　名 写 真 押出スタンプ 年　月　日交付 番　号 農林水産大臣（地方農政局長又は北海道農政事務所長）　印	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の規定による立入検査証の様式を定める省令 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項の証明書の様式は、次によるものとする。 表 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第162条第11項の規定による 立　入　検　査　証 官　職 氏　名 写 真 押出スタンプ 年　月　日交付 番　号 農林水産大臣（地方農政局長又は北海道農政事務所長）　印